

メキシコ公教育大臣ホセ・バスコンセロスの〈精神教育〉

——ラテンアメリカにおける非西洋教育論の一形態——

青木利夫

本論文では、19世紀後半から20世紀前半、帝国主義列強、とりわけ米国の脅威が高まるなか、ラテンアメリカ独自の原理を構築しようとしたメキシコの革命家・思想家・教育家であるホセ・バスコンセロス（1882-1959）の「混血の思想」の形成過程を明らかにし、それにもとづく教育思想を検討することを目的としている。その際に、バスコンセロスは、子どもを自然に規定された生物として、あるいは社会に規定された存在としてとらえて教育を論じただけでなく、それだけに限定されない子どもの発達、自立にかかわる第三者の助成的介入行為として教育を考えていたことに着目した。なぜならば、これまでのメキシコあるいはラテンアメリカの教育研究の多くは、教育と社会の関連という重要な教育学的問題を、社会改良の手段としての教育という視点だけから論じる傾向にあり、社会のなかで子どもがどのように自立するかといった問題にはあまり注目することがなかったからである。また、従来の教育思想研究にありがちな「先哲の奉養学としての思想史」（中内敏夫）ではなく、バスコンセロスが当時のメキシコをどのように認識し、そこからなにを課題とし、それをどのように解決しようとしたのか、そして、かれのとりくんだ課題がどのような普遍的な問題として提起されているのかを検討した。

第一章は、バスコンセロスが、幼少期から青年期にかけて、メキシコ国内においてなにをみて、なにを感じたのかをかれの自叙伝をとおして明らかにすることを目的としている。かれは、幼少のころ米国との国境の町に移り住んだ。そこでかれのみたものは、密輸団として国境をあばれまわるインディオであり、また、停滞するメキシコに比べてますます発展する米国であった。この「野蛮な」インディオならびに米国との格差は、のちのバスコンセロスの思想に大きな影響を与えた。

やがてかれが中学生になると、バスコンセロス

一家は内陸の町に短期間滞在したのち、メキシコ湾に臨む港町に住むこととなった。この両方の町において、かれは、国境の町とは異なる「メキシコ」を発見する。それは、メキシコ国内に存在する経済的・社会的格差、ならびに中央にたいして距離をとろうとする強固な地方主義という問題をかかえる「メキシコ」であった。バスコンセロスは、この国内の不統一が外国の干渉をうける契機となることに強い警戒心をもつようになるのである。

中学を卒業するとかれは、家族と離れて首都で高等教育をうけるが、経済的な自立を望み政治的な活動にさほど関心はなかったといえる。したがって、メキシコのかかえるこうした問題に気づきながらも、それをみずからが解決すべき課題であると考えことはなかった。しかしながら、長引く独裁政治のもとで達成されたメキシコの経済的な発展とは裏腹に、拡大する貧富の格差、あるいは軍や警察による自由の抑圧などの社会問題にたいし、徐々に不信感、不快感を覚えるようになっていった。

また、法学部に学びながらも哲学に興味を抱いていたバスコンセロスは、1857年憲法に代表される自由主義思想や、その後の独裁政権を支える思想となった科学万能を奉じる実証主義、あるいはスペンサー流の進化論などの西欧思想に強く影響をうけつつも、それがラテンアメリカの思想とはならないことに気づく。そして、哲学を学ぶ友人とともにグループを組織し、実証主義批判を開始した。それとほぼときを同じくして、1910年の革命を開始したある革命家と知り合い、かれの「自由と民主主義」をかかげた革命に共感したバスコンセロスは、弁護士の職をなげうって革命に参加していったのである。

第二章では、かれが感じとったメキシコの問題をどのように論理的・思想的に解決しようとした

のかを論じる。かれの歴史観によると、「発見・征服」はスペイン人による「野蛮の文明化」という偉業であり、植民地時代にメキシコの最盛期を迎える。しかし、独立によるスペイン＝「文明」からの脱落、その後の国内の混乱や外国の干渉のためメキシコは衰退した。メキシコ革命を「文明化」の偉業の再現であるとするバスコンセロスがまずとりくまなければならなかったのが、独裁政権を打倒するための勢力を組織することであった。具体的には、「新大陸発見」以前から変化することのなかったとかれがとらえる「野蛮な」インディオ（かれは「内なる野蛮」とよんだ）へ、「自由と民主主義」の理念を説くことだった。

次にバスコンセロスが問題としたのは、メキシコに政治的・経済的に強い影響力を保持してきた米国にいかに対抗するかであった。かれは、ラテンアメリカを古代地中海文明にはじまるラテン文明の末裔として、そして、米国をバルト海文明にはじまるアングロサクソン文明の担い手としてとらえ、アメリカ大陸において両者の白人文明が他の人種と混淆することによってさらなる文明の発展を遂げるという文明発達史観を唱えた。そして、黒人を奴隷とし先住民を征服してきた米国を、ラテンアメリカにおいても経済的利益だけを追求していると批判し、白人単一人種の国による支配の終焉を予言するとともに、「混血」からなるラテンアメリカの未来に期待をかけた。

そこでバスコンセロスは、白人優位を唱えるヨーロッパ思想に追従することがラテンアメリカの劣等性を認めさらなる従属を強いられることになると訴えて、「混血」という現実から出発したラテンアメリカ独自の原理を構築することの必要性を唱えた。それは、ダーウィン、スペンサー流の進化論や科学万能主義の実証主義への訣別であり、「混血」を「白人化」の過渡期としてではなく、人類すべてがむかうべき目標として位置づける思想史上の転換を意味していた。

しかしながら、バスコンセロスは、ラテンアメリカを構成するひとつの重要な要素であるインディオを評価することなく、ラテン文明に統合しようとして試みる。当時は、インディオの価値を再評価し、その復権に努めようというインディヘニズムが盛んになりつつあったが、かれにとってイン

ディオへの回帰は「野蛮」への回帰に他ならず、また、ラテンアメリカを分裂させてそこでの支配を強めようとする米国の介入を招く原因になると思われた。

第三章では、バスコンセロスの「混血の思想」が具体的にどのような人間像、社会像を提示したのかを描いたうえで、その性格を社会的文脈に照らして検討した。かれは、白人、黒人、赤色人種（インディオ）、黄色人種すべての人種の混血によって第五の人種である「ラサ・コスミカ（宇宙的人種）」が誕生すると予言した。「ラサ・コスミカ」は、人類史上もっとも優秀な普遍的人種であり、その特徴は白人のそれが支配的となるが、しかし、白人を凌ぎすべての人種の優れた性質を兼ね備えるところにある。ただし、その性質の選択は暴力や理性によってではなく、人間の至高の能力である「ファンタジー」、「好み」、「美」、「情動」など感覚的なものによってなされる。

その「ラサ・コスミカ」が住む理想的な社会は、「物質的・戦闘的社会」から「知性的・政治的社会」を経て、「精神的・審美的社会」へと到達することによって完成する。それは、貧困や抑圧など人類のすべての災禍を克服した平等な社会である。そして、この社会は、精神的要素、領土、人種を備えたラテンアメリカにおいて誕生するというのがバスコンセロスの「社会の発展三段階説」とでもいうべき社会観であった。

そこで、その社会の建設を担う勢力としてかれが期待をかけたのが、権力争いを繰り返す支配層や反乱を起こすインディオではなく、そのどちらにも属さない中間層であった。その中間層とは、資本主義の貪欲さととらわれたブルジョワジーではなく、犠牲の精神をもち大義に忠実な「貴族」的資質を有するもので構成されなければならなかった。具体的には、みずからの知識によって自立する専門職に従事するものやメキシコの経済発展に寄与した官僚など、軍人ではなく文人による文化国家を想定していたように思われる。

ラテンアメリカの「ナショナリズム」のあらわれであったといえるバスコンセロスの「混血の思想」は、白人優位説を唱える「西欧近代」の根底にある「エスノセントリズム」を告発する契機をはらんでいた。しかしながら、かれの思想も人種

の優劣を認める発想を克服し得たわけではなかった。つまりは、「西欧近代」的な価値観を否定しつつも、それと同じパラダイムにしたがって白人優位を混血人種優位に置き換えただけであるとみることにもできる。その結果、「平等」の名のもとに、有色人種を蔑視するような「差別」が隠されてしまう危険性があることを指摘しておかなければならない。

第四章では、かれの「ラサ・コスミカ」の誕生にいたるための教育思想が、どのような性格のものとして提起されたのかを明らかにする。バスコンセロスは、はじめにメキシコ大学学長として公教育省の再建に尽力し、のち大臣として教育制度の充実に努めた。しかし、かれは、国家が教育に介入することを暫定的なものとし、基本的には、国家による教育支配に否定的であった。つまり、国家や社会のための教育ではなく、個人の成長のための教育を重視し、その個人の成長が国家や社会の発展につながると考えたのである。

かれは、人間が生まれてから死ぬまでの自然の

プロセスのなかに意図的なイニシアティブを介入させる行為を教育とした。その意図的な介入によって子どもは、ものの法則である「物理的知識」を獲得し、ものを支配する法則、つまり科学を知る。その行為は結果として経済的利益を生むこともあるが、しかし、それにとどまらず「喜び」のための、あるいは「美の享受」のための活動とならなければならない。また、人間の行動を支配する「倫理的知識」を追求することによってより自由な社会の建設をめざす。そしてさらに、人間を物理的、倫理的拘束から解放し、「審美的知識」にもとづいて「自由な精神」を獲得することがかれにとって教育の最終的な目標となった。

かれの教育思想は、食を得て社会を形成するといった人間の生理的、あるいは社会的な要求を満たしつつも、そういった必要性を乗り越えた「精神の解放」を説いている。それは、技術、自然科学、社会科学、道徳、芸術、体育すべてを含みこみ、それを「審美的価値」によって統合しようという試みであった。

現代日本の生涯教育政策とOECD“リカレント教育”論

——生涯教育論の原理的考察・序説——

木村光朗

現代日本における生涯教育論の受容形態とその展開過程の特殊性を「リカレント教育」視角により析出すること、これが本研究の課題である。

「リカレント教育」というタームは、我が国の生涯教育政策の画期ともいべき時期（①60年代末—70年代初頭、②70年代末—80年代初頭、③80年代中葉以降）に顕著に現れ、現在に至って公式政策用語としての確たる地位を占めている。それゆえ、上記課題は、同時に、生涯教育政策という政策レヴェルでの受容・展開過程にみる特殊性を分析すること、かつまた、そうした政策を支えた基礎理論における特質を解析することを要請するものである。

一方、「リカレント教育」が、本来OECD（経済協力開発機構）の生涯教育論たる“Recurrent Education”に起源をもつものである以上、その

おおもとの“リカレント教育”論の原理展開にたちもどって本来の含意を明らかにする必要が生ずる。そして、どの時点で、如何なる過程を経て、現在に至る日本型「リカレント教育」の実体が築かれてきたのかを精査・分析することが求められる。

本研究が、OECD“リカレント教育”論と、その導入という契機をも含みこみながら形成された日本の生涯教育政策・理論とを共に睨み、その双方の第一次資料を用いて上記の課題にアプローチするという手法を採るのはその所以である。

第1章では、現代日本における生涯教育論の受容・展開の諸相と、原理段階から政策段階への推移が、そのまま特殊日本の生涯教育論の生成過程と同定できる日本型「リカレント教育」の展開過程分析を試みている。本章前半部においては、60年代後半から70年代初頭にかけての生涯教育論の

導入が、産業界における人事・労務管理技法の体系＝自己啓発論への積極的援用という形で行われる経緯と、産業界で加工された、そのいわば特殊日本的な生涯教育論が、企業内人間管理のレベルをはるかにこえ、国家の新しい教育計画化理念として政策レベルにまで引き上げられる過程とを検証し、他方、同時期の労働行政—なかんずく職業訓練行政—にみる国際的生涯教育思潮のインパクトについても論及している。なお、60年代末より本邦労働行政上に具現するく生涯職業訓練の原則が、生涯教育論の一環たる“リカレント教育”論ではなく、寧ろ古典的国際教育計画時代のOECD生涯訓練論に淵源をもつものではないか、との仮説の提起は本作業の副産物であり、今後の一研究課題ともなるものである。

また、第1章後半にあっては、70年代末に活発に議論された「学習社会」論が、その後の生涯教育政策の基調を方向づけ、当該政策の実質的成立を決定づける重要な役割を果たしたと、及びその政策生成プロセスを検証・精査することに主眼を置いている。とりわけ、「学習社会」論の理論前提く自由な学習者（フリー・ラーナー）が帰結する論理的不整合の指摘を手はじめに、成人学習者の学習権保障・実質的不平等の縮減といった公正原則的観点を欠落させつつ、効率側面と形式要素の重点化を図る形で加工・援用された“リカレント教育”論の導入態様とそのプロセスを解明している点に、本研究の独自性がある。そもそも1970年にOECDにより提唱された“リカレント教育”論は、72年の日経調報告書『新しい産業社会における人間形成』の中に初めて導入され、やがて70年代末の「学習社会」論により新たな教育計画化原理として定位され、80年代中葉の臨教審とそれ以降の政策推移の中で特殊日本的な制度原理として完全なる実体をもつに至るが、かかる日本型「リカレント教育」の展開過程をつぶさにみるなかから、現代日本生涯教育論の特質が、殊、政策生成のフェイズにおいてあぶり出されるものと考えてるのである。

第2章では、OECD“リカレント教育”論が本来いかなる背景の中から〔第1節〕、いかなる原理・理念をもつものとして誕生したのか〔第2節〕、更にそうした原理・理念がいかなる制度構

想に具象化されるのか〔第3節〕について論理内在的な分析を試みている。その際、素材としてOECD、CERI (Centre for Educational Research and Innovation: 教育研究革新センター) による Equal Educational Opportunity: A Statement of the Problem with Special Reference to Recurrent Education, 1970 (以下EEOと略記) を用いるのは、管見の限り、“リカレント教育”論が最初に論じられたのが本報告書においてであり、そのなかに“リカレント教育”論の原型が示されていると考えるからにほかならない。

そもそも1970年前後より種々の国際機関に登場した生涯教育論は、学校教育の未曾有の危機的状況下、従来の世界的教育理念・イデオロギーとそれに基礎づけられたナショナルなレベルでの教育戦略に対する代替策（オルタナティブ）として提起されたものであった。OECD“リカレント教育”論がその一環であったことは多言を要しない。しかし、“リカレント教育”論が、本来教育機会均等化の推進を標榜するものであった50・60年代の量的拡大路線—ことに中等・高等教育の拡大—により結果される現状を、階級間格差改善の殆どみられない、むしろそうした階級構造が学校教育制度を貫いて固定化されつつある状況として把握している点、それゆえ当該状況を脱却すべく構想化された生涯教育論として異彩を放っている点をこそ銘記すべきではないか。

勿論、第2章で考究されたもの、それは“リカレント教育”論の原型の域を出ず、それゆえ、それは政策原理や政策理念では十分ありえても、すでに実行（前）段階にある具体的政策として顕現されたものでは必ずしもなかった。しかしながら、本生涯教育論は、教育の機会均等化政策の補完的・統合的新機軸として、〈教育の機会均等〉目的の実質化、即ち社会的経済的不平等の縮減を目指そうとするものであった点で特段の評価に値しよう。何より、60年代半ばから70年代にかけて本格化した、アメリカでの〈教育の機会均等〉概念に関わる教育制度論の新展開に依拠しつつ、階級構造分析の重要性を認識し、その中格的理論基盤として「構造理論」を採用・定立すべきことを強調している点に、文字通り radical な新機軸の気概を見

る思いがする。また、教育の平等が学校教育システムの改革だけでは達成しがたい現実をいちはやくとらまえ、＜教育と労働＞の結びを「交錯」(alternation)の原理によって構想しようとした点に、その先駆性を指摘することができよう。

同時に、EEOの把持する「公正(equity)」は、実質的(=社会的・経済的)不平等を容認しそれを拡大再生産する資本主義的公正原則とは逆に、かつまた既存の秩序維持のための社会選抜の原理としてではなく、社会の実質的平等を志向し、同時に人間のゆたかな成長、共同社会への公平(公正)な参与の原則と、そのための機会の公開・均等の原理として機能しうる社会目的として捉えられていることに思いを致したい。

第3章では、第2章で明らかにした“リカレント教育”論の原型がどこまで実体に近づきえたか、その精緻化過程を分析している。具体的には、OECD、CERI、Recurrent Education: A Strategy for Lifelong Learning, 1973(以下Str.と略記)を主たる研究素材としながら、“リカレント教育”論の「戦略」としての新味〔第1節〕、“リカレント教育”概念の精緻化〔第2節〕、その教育目的と＜自己決定原則＞〔第3節〕、教育政策と「非教育政策」との統合〔第4節〕の4点を考察し、さらに“リカレント教育”論のその後〔第5節〕に関するアウトラインを、Str.以降の主だった公開報告書を手がかりに論じている。

「問題の明確化のための報告書」(Clarifying Report)としてのStr.に示された“リカレント教育”戦略の「新味」(novelty)は、以下の3点であった。

- a) 生涯教育を具現させるために、特別の戦略、即ち循環及び交錯の原理に基づく戦略を明確にする必要を強調している点。
- b) “リカレント教育”の戦略を経済政策・社会政策・労働市場政策と関連づける必要を

強調している点。

- c) 現在の正規(formal)の教育体系を改革し、個人の全生涯にわたって教育と他の形態の学習とを交錯させるという原則にのっとり、その再構造化を促進していくことに一層の重きを置いている点。

Str.にて、かかる新味を具備するとされる“リカレント教育”の概念は、なかんずく、1)＜生涯学習の原則＞の提示に代表される学習の強調、2)政策範囲にみる現職訓練(OJT)の包摂、3)基本原則の一環たる＜教育休暇の権利＞の提起という3点に関し精緻化をみたといつてよい。

また、＜自己決定原則＞より導出される教育目的のうち、不利益層における社会的経済的不平等の縮減・除去を指向すべく、「機会の平等」(equality of opportunity)と「個人の発達」(individual development)とが最優先されている点、及び教育政策と非教育政策との統合が第一義的に＜equity-equality＞を企図する戦略特性として定位されている点に鑑みれば、Str.が、EEOで吟味された機会均等目的の内実と実質化の問題を継承し、成人の学習における公正(equity)の問題を発展・深化させていると考えるべきであろう。更にまた、移民・失業問題の深刻化を伴う国家財政の逼迫状況下にあっても、決してハイタレントの効率的創出に向かわない現在までの諸政策・戦略基調の基底に、“リカレント教育”論の理論的支柱である公正と平等とが共に保持されていることを我々は知るのである。

小論では、OECD“リカレント教育”論が、効率のみに動機づけられたものではありえず、むしろ＜公正—平等＞原則に軸足をもつものであった点を知ることの重要性と、その本来的基底が忘れ去られることによって結果される事態の重大性及びその意味を、考察し整理したかったのである。